

令和5年11月10日

会 長 声 明

埼玉県行政書士会
会長 関 口 隆 夫

本年11月1日、当会越谷支部所属会員である立澤貴明氏によるX(旧Twitter)への投稿内容について、当会は以下の立場から、これを到底容認することはできず、断固非難し、即時削除を求める。

立澤会員の投稿は、典型的なヘイトスピーチであり、民族や国籍、人種、政治信条等による差別を禁じた日本国憲法第14条に明白に違反する行為であるとともに、土地の位置等詳細が容易に特定できる情報を掲載しており、行政書士法第12条(秘密を守る義務)に違反している。さらに投稿内容の拡散希望を表明していることから、自己の主張の誇示拡大を図る目的でなされていることは明白である。これら一連の行為は行政書士の品位と信用を著しく失墜させる行為であり、他の行政書士の名誉や業務遂行にも多大な影響を与えている。また、本投稿に対する抗議等により本会事務局ならびに日行連事務局の業務にも負荷を生じさせる等、影響は拡大し続けている。

立澤会員に対しては、当職他担当役員による会員指導を行なったところであるが、遺憾ながら本日に至るまで立澤会員から、投稿削除や謝罪投稿の表明はなされていない。

当会としては埼玉県当局とも連携し、これ以上の人権侵害を防止するべく対応策を検討しているが、会員各位にはあらためて行政書士法及び行政書士倫理を再認識いただくよう切にお願いするものである。